

枚方市学習環境整備 PFI 事業

入札説明書

平成 19 年 12 月 5 日

枚方市

【 目 次 】

第1	入札説明書等の定義	1
第2	対象事業の概要等	1
1	告示日	1
2	事業発注者	1
3	事業名称	2
4	事業場所	2
5	事業概要	2
6	施設の概要等	2
7	事業期間	5
第3	入札参加資格に関する事項	6
1	入札参加グループの全体構成	6
2	入札参加グループの構成企業及び協力企業の入札参加資格要件	6
3	入札参加グループの構成企業及び協力企業に係る要件	7
第4	入札の手続等	8
1	入札の方法	8
2	予定価格	8
3	入札等のスケジュール	8
4	入札説明書の交付	9
5	入札説明書等に関する質問及び回答	10
6	現地見学の実施	10
7	入札書類の提出方法等	12
8	入札参加資格結果の通知	14
9	入札の実施	14
10	落札者を選定しない場合	14
第5	落札者の決定方法等	15
1	審査委員会の設置	15
2	審査の方法	15
3	提案書類に関するヒアリングの実施	15
4	落札者の決定方法	16
第6	落札結果の通知及び公表	16
第7	事業契約に関する事項	16
1	基本協定書の締結	16
2	特別目的会社の設立	16

3 . 事業契約書の締結等	16
4 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第8 その他	18
1 . 対価の支払い方法	18
2 . 情報公開及び情報提供	18
3 . 本事業において使用する言語等	18
4 . 入札に伴う費用負担	18
5 . 直接協定の締結	19
6 . 暴力団等を排除する措置	19

第1 入札説明書等の定義

枚方市(以下「市」といいます。)は、「枚方市学習環境整備PFI事業」(以下「本事業」といいます。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」といいます。)に基づき実施するため、平成19年7月6日に公表した「枚方市学習環境整備PFI事業に関する実施方針」(以下「実施方針」といいます。)及び実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法第6条の規定により実施することが適切であると認め、本事業を「特定事業」として選定し、平成19年8月1日に公表しました。

本入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に交付するものです。

入札参加グループは、入札説明書の内容を踏まえ、枚方市電子入札システムにより入札を行い、入札参加資格審査申請書及び事業提案書(以下「入札書類」といいます。)を提出するものとします。

なお、本入札説明書に併せて交付する次の資料も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義します。

枚方市学習環境整備PFI事業入札価格の算定及び対価の支払方法(以下「対価支払方法」といいます。)

枚方市学習環境整備PFI事業要求水準書(以下「要求水準書」といいます。)

枚方市学習環境整備PFI事業落札者選定基準(以下「落札者選定基準」といいます。)

枚方市学習環境整備PFI事業様式集(以下「様式集」といいます。)

枚方市学習環境整備PFI事業基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」といいません。)

枚方市学習環境整備PFI事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」といいます。)

枚方市学習環境整備PFI事業に係る競争入札参加資格審査申請要領

枚方市学習環境整備PFI事業に係る競争入札参加資格審査申請様式集

第2 対象事業の概要等

1. 告示日

平成19年12月5日

2. 事業発注者

枚方市長 竹内 脩

3. 事業名称

枚方市学習環境整備 P F I 事業

4. 事業場所

枚方市内の市立幼稚園、小学校、中学校

5. 事業概要

市は、市が本事業の対象として指定する枚方市立幼稚園、小学校、中学校（以下「対象校」といいます。）において、空気調和設備及び校内緑化（「緑のじゅうたん」、「緑のカーテン」及び「植樹」）（以下、空気調和設備及び校内緑化を総称して「対象設備」といいます。）の整備・維持管理及び「環境学習企画支援等の運営業務」を行うにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」といいます。）に基づく P F I 事業として、枚方市学習環境整備 P F I 事業を実施します。

6. 施設の概要等

対象となる事業の範囲の概要は次のとおりとし、整備後の対象設備等の所有権の移転を含みます。詳細は、要求水準書において提示します。なお、下記業務の遂行に際しては、対象校との調整も含みます。

(1) 事業の範囲

< 対象設備の整備等 >

ア. 空気調和設備整備

対象校の普通教室、養護教室、特別教室、多目的室、職員室、遊戯室等を対象とした空気調和設備と、それに伴う電気設備（既設の改修を含む。）の整備及び維持管理並びに対象校の自家用電気工作物の保安管理を対象とします。

設計業務

- ・ 設計のための現況調査
- ・ 施工に係る設計
- ・ 工事図面の作成

施工業務

- ・ 空気調和設備及びそれに伴う電気設備（既設の改修を含む。）の施工
施工には、空気調和設備の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。

工事監理業務

- ・ 施工に係る工事監理

維持管理業務（既設空気調和設備を含む。）

- ・ 点検、保守、修繕その他一切の設備保守管理（フィルター清掃・消耗品交換等）
- ・ 緊急時対応（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- ・ 空気調和設備の運用に係るエネルギー使用量の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係る機器稼働時間の計測・記録
- ・ 自家用電気工作物の保安管理業務

空気調和設備の運転に必要となるエネルギーの費用については、市が負担します。

空気調和設備の整備対象とする教室数については、若干変更することがあります。この場合の費用は、市が負担します。

イ．緑のじゅうたん整備

設計業務

- ・ 設計のための現況調査
- ・ 施工に係る設計
- ・ 工事図面の作成

施工業務

- ・ 土壌改良（暗渠排水管工事を含む。）
- ・ 芝生の張り付け
- ・ 給水工事（散水栓を含む。）
- ・ 雨水利用設備の設置
- ・ 維持管理備品の調達

工事監理業務

- ・ 施工に係る工事監理

維持管理業務

- ・ 目土、肥料の調達及び散布
- ・ 芝生の刈り込み、処分
- ・ エアレーション
- ・ 芝生張りの補修

維持管理業務については、既設小学校7校（殿山第一小学校、山之上小学校、交北小学校、船橋小学校、山田東小学校、東香里小学校、伊加賀小学校）の維持管理も含めます。

除草、散水については市が行います。

ウ．緑のカーテン整備

設計業務

- ・ 設計のための現況調査
- ・ 施工に係る設計
- ・ 工事図面の作成

施工業務

- ・ ネット等の設置
- ・ プランターの設置（用土を含む。）
- ・ 雨水利用設備の施工

工事監理業務

- ・ 施工に係る工事監理

維持管理業務

- ・ ネット等の設置、撤去
- ・ プランターの設置（用土を含む。）撤去
- ・ 片付け（用土については再生土壌の使用も可能。）

苗の購入、植込み、水遣り、追肥については市が行います。

エ．植樹整備

植樹整備

- ・ 植樹木の調達、植付、養生

植樹の整備には、維持管理業務は含みません。

< 市の指定する運營業務 >

オ．環境学習企画支援等

空気調和設備の省エネ運用企画支援業務

学校版環境マネジメントシステムに対する支援業務
環境学習会等の開催支援業務

表1 事業範囲概要

業務	対象校		
	幼稚園	小学校	中学校
ア．空気調和設備整備			
イ．緑のじゅうたん整備			
ウ．緑のカーテン整備			
エ．植樹整備			
オ．環境学習企画支援等			

注) は各対象校にて実施すべき業務を示します。

(2) 対象となる施設

本事業の対象校の名称及び所在地は【事業契約書(案)別紙1】に記載しています。

- ・空気調和設備整備の対象校：74校園(幼稚園11園、小学校45校、中学校18校)の2,001教室
- ・緑のじゅうたん整備の対象校：小学校45校(施工対象38校、既設を含む維持管理対象45校)、中学校18校
- ・緑のカーテン整備の対象校：小学校45校、中学校18校
- ・植樹整備の対象校：小学校45校、中学校18校
- ・環境学習企画支援等の対象校：75校園(幼稚園11園、小学校45校、中学校19校)

7. 事業期間

設計及び施工期間 : 事業契約締結日～平成21年2月下旬

枚方第二小学校の一部校舎については、平成20年10月～平成21年8月の間で改築工事を予定していることから、この期間内で空気調和設備の整備をして下さい。

自家用電気工作物の保安管理期間 : 平成20年7月1日～平成33年3月31日

空気調和設備の維持管理期間 : 平成21年3月1日～平成33年3月31日

既存施設も含む

緑のじゅうたんの維持管理期間 : 平成20年12月1日～平成33年3月31日

2～3ヶ月間程度の養生を含む

緑のカーテンの維持管理期間 : 平成20年9月1日～平成33年3月31日

緑のカーテンに関し、ネット等の撤去時期については11月頃を予定していますが、耐震補強工事の関係により調整が必要となる場合があります。

第 3 入札参加資格に関する事項

1. 入札参加グループの全体構成

ア. 入札参加グループは、本事業を実施することを表明し、かつ選定後直ちに特別目的会社へ出資する企業（以下「構成企業」といいます。）構成企業以外で特別目的会社から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業（以下「協力企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」といいます。）とします。入札参加グループは、1 企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とします。

なお、特別目的会社から自家用電気工作物の保安管理業務を受託することを予定している企業については、入札参加グループを構成する協力企業の位置付けから除外することができます。

イ. 入札参加グループが入札に参加する場合には、あらかじめ入札参加グループの構成企業の中から代表企業を定め、その代表企業が入札手続を行うこととします。

ウ. 構成企業は、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業には成ることができないものとします。

エ. 構成企業又は協力企業の変更については、評価項目の設定内容によっては事業提案書の評価に影響が生じるため、如何なることがあっても認めないものとします。構成企業又は協力企業が「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」（平成 19 年 3 月 30 日制定）第 2 条各項の規定に基づく競争入札参加停止に該当する場合は、当該入札参加グループは、入札に参加できないものとします。入札後から契約締結までに競争入札参加停止、指名停止等の措置に該当する場合は、当該入札参加グループは契約の相手方としないこととします。

オ. 入札参加グループの構成企業は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立を行うこととします。

2. 入札参加グループの構成企業及び協力企業の入札参加資格要件

入札参加グループの構成企業及び協力企業は、枚方市競争入札参加有資格者名簿

に登載されている者とします。また、構成企業には、市における「管」及び「造園」工事の業種登録を有している企業（ある構成企業が一方の業種登録を有し、他の構成企業が他方の業種登録を有する場合を含む。）が参加していなければならないこととします。

なお、枚方市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者で、本件入札に参加できる者は、「枚方市学習環境整備PFI事業に係る競争入札参加資格審査申請要領」に基づき、資格審査申請書類を受付期限までに提出し、適格と認められた者とします。

3. 入札参加グループの構成企業及び協力企業に係る要件

入札参加グループの構成企業及び協力企業は、次のア～カの要件を満たすこととします。

ア．空気調和設備整備の設計業務に当たる者の参加資格要件

(ア) 過去15年以内に空気調和設備の設計業務で元請としての設計実績があること。

イ．空気調和設備整備の施工業務に当たる者の参加資格要件

(ア) 管工事を行う企業は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る建設業の許可を受けていること。

(イ) 過去15年以内に空気調和設備工事で元請としての施工実績があること。

ウ．空気調和設備整備の維持管理業務（但し、自家用電気工作物の保安管理業務を除く。）に当たる者の参加資格要件

(ア) 関係法令等において有資格者が必要となる場合は、当該資格を有する自社雇用の維持管理担当者を配置できること。

(イ) 過去15年以内に空気調和設備に関する元請としての維持管理業務の実績があること。

エ．緑のじゅうたん、緑のカーテン及び植樹整備の施工業務に当たる者の参加資格要件

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による造園工事に係る建設業の許可を受けていること。

(イ) 過去15年以内に造園工事で元請としての施工実績があること。

オ．市と本事業に関する業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以

下「業務に関与した者」といいます。)並びに資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、業務に関与した者は、次のとおりです。

株式会社 日建設計シビル	大阪市中央区高麗橋4丁目6番2号
株式会社 日建設計	大阪市中央区高麗橋4丁目6番2号
株式会社 日建設計総合研究所	大阪市中央区高麗橋4丁目6番17号
弁護士法人 御堂筋法律事務所	大阪市中央区南船場4丁目3番11号
MA & P総合会計事務所	東京都千代田区神田神保町3丁目7番1号

カ．審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、審査委員会の委員については、「第5」「1」(15頁)をご参照下さい。

第4 入札の手続等

1. 入札の方法

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとします。

2. 予定価格

予定価格は、5,103,569,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とします。

3. 入札等のスケジュール

事業者選定の手順及びスケジュールは、表2のとおり予定しています。ただし、書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日及び国民の祝日の関する法律に基づく祝日を除き、正午から午後12時45分までを除く午前9時から午後5時30分までとします。

表2 事業者選定の手順及びスケジュール(予定)

日程		内容
平成 19年	12月5日	入札の公告及び入札説明書等の公表
	12月5日～12日	現地見学の申込み
	12月25日～28日	現地見学の実施
	12月5日～平成20年1月7日	入札説明書等に関する質問・意見の受付
	12月17日～平成20年1月23日	競争入札参加資格審査申請の受付

平成 20年	1月11日	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
	2月5日～8日	資格確認申請書の受付
	2月12日	資格審査結果の通知
	2月18日～21日	事業提案書等の受付
	2月18日～21日	入札の実施（電子入札システムによる）
	2月下旬～3月上旬	事業提案の審査（ヒアリング含む）
	3月中旬	事業者の選定の公表
	3月下旬	基本協定書の締結、契約協議の開始
	4月上旬	審査講評の公表
	5月下旬	仮契約の締結
	6月	本契約締結 事業開始

4. 入札説明書の交付

(1) 入札説明書等の交付及び関連図面の貸与

ア. 入札説明書等の交付方法

入札説明書等（作図データ及び図面データを除く）については、市のホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。

イ. 関連図面の貸与

本事業の対象校のうちモデル校(3校)の図面データ(CADデータ)については、電子メールにて下記の電子メールアドレスに申し出があれば、データを複製したCDを郵送にて貸し出します。

また、以下の関連図面についても下記の電子メールアドレスに申し出があれば、図面を郵送にて貸し出します。

貸与図面リスト

- ・全対象校施設配置図
- ・空気調和設備導入済校一覧表
- ・既設空気調和設備竣工図（参考図 設置済み校の一部）
- ・全校の契約電力・月別電力消費量
- ・全校の電力契約種別
- ・全校のガス契約種別・月別消費量
- ・全校の受電容量
- ・枚方市学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)プログラム概要等

記

〒573-1159 枚方市車塚 1-1-1 輝きプラザきさら 3 階

枚方市教育委員会事務局 管理部 教育施設課

代表電話 072-841-1221 直通電話 050-7105-8024 FAX 072-851-1711

ホームページアドレス

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

電子メールアドレス

pfi-kysiset@city.hirakata.osaka.jp

ウ．貸出申出期間

平成 19 年 12 月 5 日（水）～19 日（水）

5．入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 入札説明書等に関する質問の提出

入札説明書等に記載の内容に関して、次の要領により質問の受付を行います。

ア．質問受付期間

平成 19 年 12 月 5 日（水）～平成 20 年 1 月 7 日（月）午後 5 時 30 分 必着

イ．質問方法

入札説明書等に関する質問書（様式集 様式 1-2）を市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。ただし、やむを得ない場合は、電子データを収めたフロッピーディスク及び書面を郵送することとします。

なお、質問の対象については入札説明書等に限りません。

質問書のファイル形式は Microsoft Excel（バージョンは 2003 まで）としてください。

ウ．提出先

第 4 4（1）イに示す場所

(2) 質問及び回答の公表

平成 20 年 1 月 11 日（金）を目途に、市ホームページにおいて質問及び回答を公表します。

6．現地見学の実施

入札に参加しようとする事業者を対象に、現地見学の機会を設けます。入札書類

の作成に当たっては、対象校の現状を踏まえた計画作成及び見積もり等が必要となりますので、入札に参加しようとする事業者は、この現地見学の機会を積極的に活用してください。

下記(4)により、現地見学の申し込みを行った事業者に対して、下記の日程の範囲で個別に、見学日時を連絡します。

(1) 現地見学対象校

枚方市学習環境整備 P F I 事業対象校：74 校園

(2) 現地見学期間

平成 19 年 12 月 25 日 (火) ~ 平成 19 年 12 月 28 日 (金)

(3) 見学の対象となる箇所

空気調和設備を設置する室内、屋上、校舎周り、分電盤、受変電設備、敷地周辺等。

(4) 申込み方法

現地見学への参加には各企業単位で事前の申込みが必要です。

現地見学への参加を希望される事業者は、現地見学の参加申込書(様式集 様式 1-1)を市のホームページからダウンロードし、必要な事項を記載して、平成 19 年 12 月 5 日 (水) ~ 12 日 (水) 午後 5 時 30 分までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください。ただし、やむを得ない場合は、ファックスでの申込みも可とします。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel (バージョン 2003 まで)としてください。

(5) 申込先

第 4 4 (1) イ に示す場所

(6) 申込書の記入方法

「現地見学の参加申込書」には、各企業の代表となる 1 名の方の連絡先を記入ください。

(7) 現地見学当日の留意事項

・ 指定日及び指定時間を厳守のうえ対象校に訪問し、到着した旨を伝えてください。

- ・対象校内においては、禁煙とします。また、車の乗り入れも禁止します。
- ・見学には身分証明書を対象校の職員に提示のうえ入校し、校園内では事前に通知した事業者番号を記載した名札又は腕章を着用してください。
- ・対象校ごとの見学時間は、午前9時から午後5時の間で調整します。
- ・基本的には、自由に対象校内を見学することはできません。見学可能な室については、学校教育活動等の都合によりますので、必ず対象校職員の指示に従ってください。
- ・見学時には、対象校ごとの計画条件等に関する質問にはお答えしません。
- ・校園舎内は、土足禁止のため、見学時に必要となるものは各自で用意してください。(上靴等)

その他、学校教育活動等に支障のないように留意してください。

なお、当日耐震工事等を実施している場合は、当該工事エリア内に立ち入れない場合があります。

7. 入札書類の提出方法等

(1) 提出書類

入札参加グループは、以下の入札書類を、提出してください。

- ア. 一般競争入札参加資格確認申請書等及びその添付書類
- イ. 事業提案書及びその添付書類

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間及び提出場所は、次のとおりとします。

ア. 提出受付期間

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書等及びその添付書類

平成20年2月5日(火)～8日(金)午後5時 必着

なお、平成20年2月7日(木)正午までに提出のあった申請書類については、必要な提出書類の有無のみを確認し、不足書類があれば通知します。ただし、指摘を受けた不足書類の提出期限についても、本書に定める提出受付期間内(平成20年2月8日午後5時必着)となります。

(注意：提出書類の内容を審査するものではありません。)

- (イ) 事業提案書及びその添付書類

平成20年2月18日(月)～21日(木)午後5時 必着

イ. 提出場所

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書等及びその添付書類

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
枚方市役所 財務部 総合契約検査室

(イ) 事業提案書及びその添付書類

〒573-1159 枚方市車塚 1-1-1 輝きプラザきさら 3 階
枚方市教育委員会事務局 管理部 教育施設課

ウ. 提出方法

「一般競争入札参加資格確認申請書等及びその添付書類」は紙で、様式集の記載に従い、正 1 部を提出してください。

「事業提案書及びその添付書類」は紙及び CD-R にて提出してください。

事業提案書及びその添付書類については、様式集の記載に従い、正 1 部、副 21 部とし、副については、企業名を特定できないようにしてください。

(3) 入札書類の作成方法等

ア. 入札書類は、様式集に従い作成することとします。

イ. 入札書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加グループの負担とします。

ウ. 入札書類は、日本語及び日本国通貨で作成してください。なお、外国通貨については、出納官吏事務規定第 16 条に規定する外国貨幣換算率により、日本国通貨に換算して記載してください。

エ. 入札価格の算定方法については、別添「対価支払方法」を参照してください。

(4) 入札参加に関する留意事項

ア. 入札参加グループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。

イ. 入札参加グループは、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加グループと入札意思又は入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札参加の有無及び参加する場合の入札価格を定めなくてはならない。

ウ. 入札参加グループは、落札者の決定前に、他の入札参加グループに対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ. 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札、並びに入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(5) 入札書類の取扱い

ア. 著作権

入札参加グループから提出された入札書類の著作権は、入札参加グループに帰属します。ただし、落札者の選定に関わる公表、その他市が本事業に関し必要と認めるときには、市は入札書等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、契約に至らなかった入札参加グループの入札書類については、落札者の選定に関わる公表の目的以外には入札参加グループに無断で使用しません。なお、提出を受けた書類は返却しません。

イ．特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加グループが負うこととします。

ウ．入札書類の変更等の禁止

入札書類の受付後の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が設立する特別目的会社が事業契約を締結しないときは、落札者は、落札価格の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければなりません。

8．入札参加資格結果の通知

平成20年2月12日に入札参加グループの代表企業に対し、入札参加資格結果を電子メールで通知すると共に、通知書を発送します。

9．入札の実施

入札は枚方市電子入札システムにより実施しますので、入札参加グループの代表企業が入札手続きを行ってください。

入札期間及び受付時間は次のとおりとします。

(1) 入札期間

平成20年2月18日(月)～21日(木)

(2) 受付時間

午前9時～午後5時

10．落札者を選定しない場合

資格審査の結果、入札参加グループが2グループに満たない場合は、入札を中止し、特定事業の選定の取り消しまたは再公募を実施することとし、この旨を速やかに

に市ホームページで公表します。

第5 落札者の決定方法等

1. 審査委員会の設置

本事業を実施することとなる事業者を選定するため、学識経験者等で構成する枚方市学習環境整備PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を平成19年6月20日に設置しました。

審査委員会は、落札者選定基準に基づき、提出された入札書類の提案内容の審査、評価を行い、その結果をもとに市は、落札者を決定します。

なお、審査委員会の委員は次の9名で構成し、審査委員会は非公開としています。

表3 審査委員会委員名簿

氏名	所属・専門分野	
河邊 剛紀	関西外国語大学教授	国際言語学部 (ビジネス・コミュニケーション論)
相良 和伸	大阪大学教授	大学院工学研究科 (地球総合工学専攻建築工学部門)
里村 裕	大阪工業大学教授	工学部 (電気電子システム工学)
島田 達巳	摂南大学教授	経営情報学部 (経営情報学)
島田 洋子	摂南大学准教授	工学部 (環境工学)
上野 精一	公認会計士	みのり税理士法人 上野公認会計士事務所
井原 基次	企画財政部長	枚方市
木村 和子	教育委員会事務局 管理部長	枚方市
西村 俊雄	教育委員会事務局 学校教育部長	枚方市

2. 審査の方法

別添「落札者選定基準」によります。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を評価対象者から除外します。

3. 提案書類に関するヒアリングの実施

平成20年2月下旬を目途に、入札参加資格があると認められた者に対し、提案書類

に関するヒアリングを実施することがあります。

なお、開催日時及び開催場所等の詳細については、入札参加資格があると認められた入札参加グループの代表企業に通知します。

4. 落札者の決定方法

審査委員会は、落札者選定基準に基づき、提出された入札書類の提案内容の審査、評価を行い、その結果をもとに市は、落札者を決定します。

第6 落札結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、速やかに入札参加グループの代表企業に対して落札結果を通知するとともに、市ホームページへの掲載等により落札結果を公表します。

第7 事業契約に関する事項

1. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならないものとします。

なお、基本協定締結までに違約金の扱い等につき枚方市契約規則が改定された場合は、基本協定書(案)の内容を改定後の枚方市契約規則に則って改定することとします。

2. 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定書に基づき本事業の遂行者(事業予定者)となる特別目的会社として、会社法(平成17年7月26日法律第86号)に定める株式会社を速やかに設立するものとします。

なお、入札参加グループの構成企業は、必ず特別目的会社に出資するものとし、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとします。さらに、構成企業が株主として保有する議決権が特別目的会社の総株主の議決権の過半となっているものとします。

3. 事業契約書の締結等

(1) 事業契約書の締結

落札者は、出資し設立した特別目的会社をして、市との間で、事業契約を締結させなければなりません。事業契約書には、選定事業者が遂行すべき設計、工事監理、施工、維持管理及び運営に関する業務内容、金額、支払方法等を定めます。

なお、仮契約締結までに違約金の扱い等につき枚方市契約規則が改定された

場合は、事業契約書(案)の内容を改定後の枚方市契約規則に則って改定することとします。

(2) 契約保証金

保証金額は、別添「対価支払方法」の「4. 入札価格の算定方法について」に規定する契約金額のうち、設計及び施工期間中については、初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の12以上とし、維持管理運営期間中については全期間の維持管理運営費相当額の総額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上とします。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事の履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 契約金額

契約金額については、別添「対価支払方法」を参照することとします。

(4) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意してください。

(5) 違約金の支払い

落札者は、出資し設立した特別目的会社が市と事業契約を締結しない場合(落札者が特別目的会社を設立しない場合や特別目的会社に落札者の構成企業の一部又は全部が出資していない場合を含む。) 違約金として落札価格の100分の3に相当する額を支払わなければなりません。事業契約書締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とします。

(6) 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、PFI法第9条及び枚方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月26日条例第8号)第2条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約であるため、議会の議決を得られた後に本契約を締結します。

なお、議会の議決が得られず(落札者又は特別目的会社の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)市と特別目的会社との間において、事業契約が本契約としての効力を生じるに至らなかった場合には、市と落札者及び特別目的会社が本事業の準備に関して既に支出した費用はすべて各自の負担とし、相互に債

権債務の関係は生じないものとします。

4. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していません。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で市は必要な協力を行います。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の措置は想定していません。ただし、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の対象事業であり、入札参加グループは当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加グループは自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとされていますので、この点に留意して、提案を行うこととします。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加グループが直接同行に問い合わせを行うこととします。

第8 その他

1. 対価の支払い方法

別添「対価支払方法」によります。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページなどを通じて行います。

3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

4. 入札に伴う費用負担

事業者の入札にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

5. 直接協定の締結

市は、事業の継続を図るために事業及び資産の処理等について直接交渉することを約した直接協定を、特別目的会社に資金提供を行う金融機関等との間で締結する場合があります。

6. 暴力団等を排除する措置

特定目的会社及び同社から委託を受けて本事業に係る業務を実施する者は、事業の実施に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければなりません。また、本事業にかかる業務を実施する者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請業者に指導しなければなりません。届出がない場合は、本事業に係る業務を実施する者の指名を停止することがあります。